

生徒の心得

本校のグランドデザイン（教育目標）に掲げられた目標を達成するために生徒の心得を次のように定める。

1 礼儀の心得

礼儀は、その人の人格をあらわすものであるから特に自分の言動に留意し、温和な環境と光輝ある校風をつくることに努める。

- (1) 本校教職員に対しては、親睦と尊敬をもって接する。
- (2) 生徒間においては、親愛の情をもって接する。
- (3) いかなる人に対しても高校生として恥じない態度で親愛の情をもって接する。
- (4) 粗暴な言動は避ける。
- (5) どんな場合にも暴力を振るわない。

2 頭髪・服装の心得

高校生としての品位を失わない清潔・簡素な髪型・服装にする。

(1) 頭髪

パーマ、カール、染髪、脱色、そりこみは禁止する。長い髪は束ねるなどして、整えること。

(2) 学年章等

学生服の襟にはカラーをつけ、右襟に校章、左襟に学年章をつける。セーラー服には左胸ポケットに校章、学年章をつける。

(3) 冬服

以下の A～D タイプから選択して着用する。

A タイプ	学生服	ズボン
B タイプ	セーラー服	スカート
C タイプ	学生服	スラックス
D タイプ	セーラー服	スラックス

<A・C タイプ>

① 学生服

標準のものを着用し、ボタンは本校所定のものを使用すること。

学生服の中はレギュラーカラーシャツ又はレギュラーカラーブラウスを着用する。レギュラーカラーシャツ・レギュラーカラーブラウスは白無地のものとし、ボタンダウンやワイドタイプ等は着用しない。

学生服の中にセーター又はカーディガンを着用してもよい。色は黒、紺の単色無地のものとする。

② ズボン

標準のものを着用する。

③ スラックス

本校所定のものを着用する。

<B・D タイプ>

① セーラー服

本校所定のものを着用する。

セーラー服の上にカーディガンを防寒着として着用してもよい。色は黒、紺、の単色無地のものとする。

② リボン

紺の無地のリボンを着用すること。

③スカート

本校所定のものを着用する。

④スラックス

本校所定のものを着用する。

＜その他＞

①制服の太さや長さを極端に加工することを禁止する。

(4) 夏服

以下の A～D タイプから選択して着用する。

A タイプ	白無地のレギュラーカラーシャツ 又は 白無地のレギュラーカラーブラウス	ズボン
B タイプ	セーラー服	スカート
C タイプ	白無地のレギュラーカラーシャツ 又は 白無地のレギュラーカラーブラウス	スラックス
D タイプ	セーラー服	スラックス

＜A・C タイプ＞

①レギュラーカラーシャツ・レギュラーカラーブラウス

白無地のものを着用する。ボタンダウンやワイドタイプ等は着用しない。

②ズボン

標準のものを着用する。

③スラックス

本校所定のものを着用する。

＜B・D タイプ＞

①セーラー服

本校所定のものを着用する。

②リボン

紺の無地のリボンを着用すること。

③スカート

本校所定のものを着用する。

④スラックス

本校所定のものを着用する。

＜その他＞

①各タイプ共に校章、学年章はつけなくてもよい。

②制服の太さや長さを極端に加工することを禁止する。

(5) ソックス・ストッキング等

①ソックスは白、黒、紺を基調にした無地とし華美でないもの。

②ストッキングは黒、ベージュを基調にした無地とし華美でないもの。

③タイツは黒、紺を基調とした無地とし華美でないもの。

(6) その他

①口紅、マニキュア、色付きリップクリーム、化粧、指輪、ネックレス、ピアス、エクステ等は禁止する。

②コート、帽子、マフラー、ネックウォーマー等の防寒具を着用する場合は、華美でないものとする。授業中での着用は禁止する。

③体操服は、原則体育の授業以外では着用しない。

④登下校時や公的な校外活動の際は、原則として制服を着用する。

⑤やむを得ず異装をする場合は、異装届を提出し許可を受ける。

3 保健衛生の心得

- (1) 自己の体力体質をよく知り、自ら節制して心身の改善発達に努めるとともに、学校の行う健康診断や感染症予防のための措置に応じる。
- (2) 校舎内外の清潔・整頓・美化に留意し、気持ちよく学習できるようにする。

4 校内での心得

(1) 学 習

- ①授業の前後には起立して礼をする。
- ②授業の妨害になるような態度、言動はしない。
- ③自習時間や図書館等においては静かにして、他人の学習を妨げないようにする。
- ④その他、教室外においても授業の妨害になるような行動は慎む。

(2) 盗難、火災防止

- ①余分な金や、物品は持参しない。
- ②所持品には総て記名し、貴重品はいつも身につけておく。電子機器などの貴重品をやむを得ず持参した場合は、電源を切り、自分で管理するか担任に預ける。
- ③紛失物、拾得物は直ちに届け出る。
- ④金銭、物品は原則として貸し借りはしない。
- ⑤放課後は戸締まり、整頓をして下校する。
- ⑥チャイム、警報ベルその他の合図はよく聞き分け、非常集合の場合は速やかに所定の位置につく。
- ⑦火気の取り扱いは厳重にする。火気を使用する場合は必ず許可を受け、責任をもって後始末をする。

(3) 携帯電話・スマートフォンなどの取り扱い

- ①敷地内では使用しない。敷地内では電源を切る（マナーモードは不可）。ただし、朝礼前・終礼後、保護者等に連絡する場合のみ、生徒昇降口前は許可する。しかし、長時間の使用やゲーム、動画視聴、SNSなどは禁止する。部活動で使用する場合は顧問の許可を得ること。部室での使用は禁止。
- ②学校に持ち込んだ携帯電話・スマートフォンなどは貴重品であるため、自分で管理するか貴重品として預ける。
- ③授業や行事等で使用する場合は、必ず教職員の許可を得て許可した教職員の近くで使用する。または、生徒指導部に届け出て、携帯電話許可カードホルダーを掛けて使用する。
- ④通学時（バス内・自転車乗車時・徒歩など）も含めて、携帯電話・スマートフォンなどの電子機器の使用については社会一般のマナー・ルールを守る。
- ⑤個人情報（電話番号・アドレス・写真など）の管理を徹底する。
- ⑥人権に配慮し情報漏えい・誹謗・中傷等をしない。
- ⑦矢上高校 SNS 道「一人一人が SNS の使い方を学び、誰もが笑顔で、使える道である」を基本理念とする。

(4) その他

- ①掲示や校内放送には絶えず注意する。
- ②敷地内で学校教育以外の活動を行うことは原則として禁止する。ただし、校外における活動はこの限りではない。
- ③敷地内で学校教育に関わる集会をしようとするときは前もって許可を受ける。
- ④学校の秩序を乱したり、生徒の義務に反するような行為をしたりしない。
- ⑤学校の施設・設備を規定の時間以外に使用するときは、前もって許可を受ける。
- ⑥施設・設備・備品等を壊し、または紛失したとき、あるいはこれらのことを発見したときは速やかに届け出る。
- ⑦登校後は、許可なく校外に外出しない。

- ⑧欠席・忌引・遅刻・早退・欠課などは所定の方法で届け出る。忌引日数は父母5日以内、祖父母兄弟姉妹3日以内、伯叔父母同居親族1日、父母の祭日は年1日とする。生徒の忌引きにおいて旅行を要する時は、その日数を加える。その他詳細は教務規定による。

5 試験の心得

- (1) 教室の机の配置は十分な間隔をとっておき、出席番号順に着席する。
- (2) 試験開始前に教科書、ノート、参考書類および筆入れは廊下に整頓して置く。携帯電話は、電源を切り、かばんの中に入れておく。
- (3) 試験開始の合図とともに受験の態勢をとり、終了の合図で直ちに筆記用具を置く。
- (4) 筆記用具、消しゴム等の貸し借りは禁止する。なお下敷きは使用しない。
- (5) 試験中に私語をしたり、他人の答案を見たりする等不正行為をしない。

6 校外での心得

- (1) 校外でも本校生徒としての誇りと責任をもって行動する。
- (2) 家庭では計画的な生活習慣を身につけ、時間を浪費しないようにする。
- (3) 夜間外出はつつしむ。夜間外出する際は保護者が同伴すること。
- (4) 風紀上、害があると認められる場所への出入りをしない。また、そのような集会をしない。
- (5) 生徒だけで野外活動（キャンプ・合宿）で宿泊する場合には、前もって許可を受ける。
- (6) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の使用については人権や個人情報に配慮するとともに、トラブルに巻き込まれないように注意する。

7 交際の心得

- (1) 友達は互いに思いやりをもち、励ましあって教養を高め人格完成につとめる。
- (2) 互いにそれぞれの特色を理解し、人権を尊重する。
- (3) 交際は常に理性に基づいて公明正大、健全な交際をする。
- (4) 夜間における交際はさける。

8 アルバイト

原則として、許可しない。ただし、特別な事情などによって許可する場合は、次の

①～⑨の条件を満たし、許可申請の認められた場合に限る。

- ①学校行事、部活動等を優先し成績が良好であること。
- ②危険の伴う仕事・接客のある仕事等、高校生として風紀上好ましくない職種でないこと。
- ③プールの監視・お酒を扱う等でない仕事であること。
- ④自宅からの通勤可能なものであること。ただし、親戚縁者の経営するものは、状況を検討し考慮する。
- ⑤就業日数は長期休業中の半分を超えないこと。
- ⑥終了後19時までに帰宅できること。
- ⑦1日8時間を超えないこと。深夜営業を伴わないこと。
- ⑧労働基準法に基づく条件で、賃金は該当時の島根県最低賃金以上であること。
- ⑨オートバイ・自動車を利用するものでないこと。

9 その他の心得

- (1) 喫煙・飲酒・交通違反その他法に禁じられたことを絶対にしない。
- (2) 学校内外を問わず金銭・物品の徴収、印刷物の刊行・配布・展示・放送等をしよう

- とするときは、前もって許可を受ける。
- (3) 住所・宿所の変更その他身分上の異動を生じた場合は、速やかに届ける。
 - (4) 道路の通行に当たっては、交通法規を厳守し、自他の安全に留意し違法行為のないよう注意する。
 - (5) バス通学においては乗務員の指示に従い、高校生としての自覚に基づいた行動・態度をとる。
 - (6) 自動車、原動機付自転車、バイク等の免許取得は禁止する。ただし、別に定める内規のとおりとする。

10 賞罰

学業成績の優秀な生徒、その他善行があつて他の生徒の模範となると認められる生徒は、ほう賞される。表彰は学年末、学期末等に行う。

(1) ほう賞の種類

① 特別優秀賞（国・県などから表彰された者・3年間の成績が全て5など）

特別善行賞（Ⅰ）正義感と誠実さをもった行動により、学校・生徒・地域等に対して多大な良い影響を与えたと認められる行動

（Ⅱ）生徒会行事、学校行事等で学校・生徒・地域等に対して多大な良い影響を与えたと認められる行動。

（Ⅲ）その他善行があつて特別善行賞に値する行動。（生命を救う行動等）

② 優秀賞（1年間の成績が全て5など）

善行賞（特別善行賞には該当しなかった善行に対して行う）

・善行賞は該当者がいれば学期末、または学年末に表彰する。

・表彰例

a 得意を生かして感動を与えた。（学校のために椅子を作成した等）

b 奉仕精神による行動。（ゴミ箱が動物に荒らされていたがきれいにした等）

c 困っている人に対して適切な対応をした。（委員ではないが仕事を一緒にした等）

(2) ほう賞の決定・内容について

① ほう賞の決定・内容は、各クラス担任、生徒会、生徒、教職員等より推薦されたものを、生徒指導部会で原案を作成し職員会議等で審議し、校長が決定する。

② ほう賞は校長が行う。

(3) 次の各項に該当した場合は懲戒処分を受ける場合がある。また、処分内容については、その都度協議し決定する。（以下にあげた例は一部でありその他にもある）

- ① 喫煙
- ② 飲酒
- ③ 窃盗・万引
- ④ 暴力行為・暴言（対生徒、対教師）
- ⑤ パチンコ
- ⑥ 無免許運転
- ⑦ 免許無断取得
- ⑧ 定期試験中の不正行為（カンニング）
- ⑨ 公共物破損（故意の場合）
- ⑩ いじめ
- ⑪ 怠学
- ⑫ 不純異性交遊
- ⑬ 深夜徘徊
- ⑭ 性行不良
- ⑮ 授業妨害
- ⑯ 無断アルバイト

⑰ その他

(4) 懲戒は、訓戒・謹慎・停学・退学とする。

付 則	平成 9 年	4 月 1 日	一部改正	平成 1 8 年	7 月 1 4 日	一部改正
	平成 2 7 年	4 月 1 日	一部改正	平成 2 8 年	6 月 1 5 日	一部改正
	平成 2 9 年	3 月 2 7 日	一部改正	令和 2 年	4 月 1 日	一部改正
	令和 3 年	7 月 1 4 日	一部改正	令和 4 年	3 月 1 8 日	一部改正
	令和 5 年	1 月 6 日	一部改正	令和 5 年 1 2 月 1 4 日	一部改正	
	令和 6 年	1 月 3 1 日	一部改正	令和 7 年	4 月 1 日	一部改正